



期待される滞納対策室



秋田美喜雄議員

どうする各種滞納金

悪質滞納者には法的手段も

問 三位一体改革による補助金や交付金が廃止・縮減される中、各自自治体でも滞納金対策について

いろいろな取り組みがなされている。本町では、機構改革によって、滞納対策室を設置した。

自主財源に乏しい本町において、各種滞納金が多く、事業や行政サービス

スにも支障を及ぼしている。今後の方針は。

答 (山口町長)

本年4月税務課内に職員2名と嘱託徴収員の3名体制で滞納対策室を設けた。

未収金の集中管理を行い、悪質滞納者には法的手段の執行を含む厳正な滞納処分を行う。また各種料金等の滞納金を抱える各課との連携を図り、全庁一体となって未収金の回収に取り組むことにしている。

嘱託徴収員は過年度分を中心に臨宅徴収に努めた。職員は本所支所の税務担当課等と共同で、現年度分を中心に計画的な電話催告や班別による臨宅訪問を行って徴収に努めた。

また、滞納金を効率よく効果的に徴収するため、

現状を把握分析し、課題を明確にし、それらを解決するため、現在、全国の先進事例を参考にしながら18年度大山町税金等滞納対策方針の策定作業に取り組んでいるところである。

さらに滞納があると行政サービスや行政運営に支障を及ぼすことにもなる。今後の方針は、支払能力があるにもかかわらず、滞納を続けているケースなどは、税や料金の公平負担の面からみて極めて重大な問題があるので、債務名義を取得したり、滞納処分を実施するなど厳しい姿勢で臨む。

問 昨年6月に景観法が施行された。我が大山町は、南に大山、北に日本海、貴重な歴史遺産等、他の地域にない優位性を備えている。

しかし、今や铁塔・風車が次々に立ち並んできた。新エネルギーの観点からは一概にノーとは言えないが、例えば「妻木晩田遺跡」や「藤寺」の周辺に不似合な高層建築物が建つようなことになれば観光地としての環境の保全是できるのか。次世代に何を残していくのか、私たちが誇りとする、皆が住みたくなる大山町の姿を共に考える時期にきているのではないか。

また景観行政団体として手を上げれば、町独自で住民と協議しながら、商業ゾーン、観光ゾーンの計画を作ることができ



吉原美智恵議員

景観法をどう生かすか

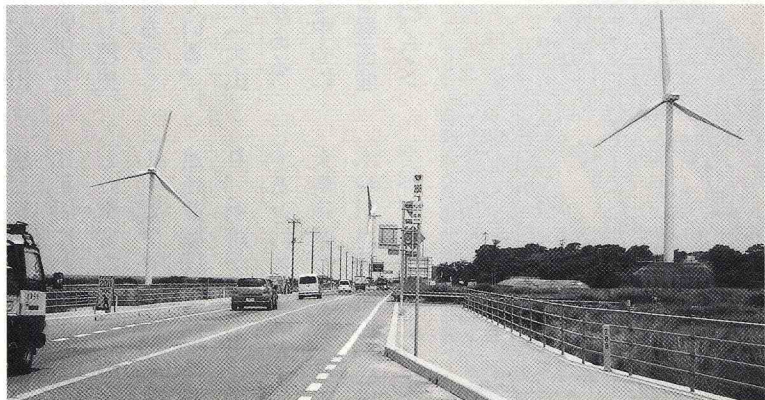
慎重な運用が必要

答 (山口町長)

景観法は、住民・事業者・行政に良好な景観の形成の促進に関する施策の協力・推進・啓発の責務を定めている。住民や事業者が新たな景観をつくる場合に生じる利害関係の調整や、良好な景観との調整が求められている。景観の保全について住民・行政・事業者が法の趣旨を踏まえ慎重な運用が必要となる。

また、景観行政団体は、県の同意が必要である。当然大山という自然景観を大切に、売りにしていきたい。県の規制の中で開発なり、景観づくりが行われ

ている。当面はその状況を踏まえながら、住民の皆さんの合意が得られる方向の中で調整していくことも、大切な課題ではないかと考える。いい町づくりをしていきたいという思いは同じである。



9号線の両側に立ち並ぶ風車